

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 村瀬眼科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町花池17番地1
- (3) 設立認可年月日 昭和 平成 令和 28年7月22日
- (4) 設立登記年月日 昭和 平成 令和 28年8月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	村瀬眼科クリニック	2112801119	岐阜県下呂市萩原町花池17番地1	一般病床 6床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 9月27日 令和4年度決算の決定
令和 5年 9月27日 理事、監事の選任、辞任の承認
令和 6年 7月11日 拠出金の返還 2,500万円
令和 6年 7月20日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 26-3

法人名 医療法人 村瀬眼科クリニック
 所在地 岐阜県下呂市萩原町花池17番地1

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和6年7月31日現在)

1. 資 产 領	481,683 千円
2. 負 債 領	126,834 千円
3. 純 資 产 領	354,849 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	118,992
B 固定資産	362,690
C 資産合計 (A+B)	481,683
D 負債合計	126,834
E 純資産 (C-D)	354,849

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 建 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 村瀬眼科クリニック
 所在地 岐阜県下呂市萩原町花池17番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	118,992	I 流動負債	83,506
II 固定資産	362,690	II 固定負債	43,328
1 有形固定資産	33,575	負債合計	126,834
2 無形固定資産	7,507	純資産の部	
3 その他の資産	321,608	科目	金額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	279,849
		1 代替基金	25,000
		2 その他利益剰余金	254,849
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	75,000
		純資産合計	354,849
資産合計	481,683	負債・純資産合計	481,683

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 村瀬眼科クリニック
 所在地 岐阜県下呂市萩原町花池17番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	402,044
2 事業費用	359,946
本来業務事業利益	42,097
事業利益	42,097
II 事業外収益	18,773
III 事業外費用	403
経常利益	60,468
IV 特別利益	360
V 特別損失	0
税引前当期純利益	60,828
法人税等	11,529
当期純利益	49,299

監事監査報告書

医療法人 村瀬眼科クリニック

理事長 村瀬 寛紀 殿

私は、医療法人 村瀬眼科クリニックの令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年9月30日

医療法人 村瀬眼科クリニック

監事 鶴野 亨